

令和元年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和元年9月11日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和元年9月11日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和元年9月11日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和元年9月11日 16時3分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	総務財政課 長補佐兼 会計管理者 心 得	森本貴代	○	
	商工観光 課長兼総 務財政課 担当課長	小林慶純	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録	1 番	西 岡 良 祐		2 番	西 昭 夫		

署名議員					
議事日程	別紙のとおり				
会議に 付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

令和元年第3回笠置町議会会議録

令和元年9月11日～令和元年9月27日 会期17日間

議 事 日 程 (第1号)

令和元年9月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第6号 令和元年度笠置町一般会計補正予算(第3号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第6 認定第1号 平成30年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第7 認定第2号 平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第8 認定第3号 平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第9 認定第4号 平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第10 認定第5号 平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

初めに、台風や集中豪雨により犠牲となられました方々の御冥福をお祈りし、被災された多くの方を初め、支援に御尽力いただいている方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、異常気象や台風による大雨が全国で懸念されています。さらなる災害が起こらないことをお祈りいたします。

本日、ここに令和元年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜われますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） ただいまから令和元年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、西岡良祐君及び2番議員、西昭夫君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月27日までの17日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月26日、ルビノ京都堀川におきまして、京都府町村議会議員研修会が開催され、議員が出席をいたしました。私ども町村議会人は、地方公共団体の果たすべき役割の重大さ

を十分に認識し、地域住民の代表として地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、地方自治の振興発展に尽くし、議員としての資質のさらなる向上及び情報収集を図る目的の研修でありました。

8月8日、令和元年第3回京都府町村議会議長会議がホテルセントノーム京都で開催されました。本年度の府政懇談会の運営などについて協議をしました。

8月26日、京都府町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして、西脇京都府知事を初め副知事や府幹部の御出席をいただき、各町村の要望を行いました。笠置町議会からは、災害時に対応できる強靱な道路整備及び地すべり対策についてと自主財源の確保についてと題して、ゴルフ場利用税等の存続や令和3年3月末をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法の新たな制定を国に働きかけていただくよう強く要望いたしました。これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いましたので、御報告いたします。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 本日、ここに令和元年第3回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

8月の九州北部を中心とする集中豪雨を初め、7月からことしは大雨や台風により各地で甚大な被害が発生をいたしました。被害に遭われました皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当町におきましては、幸いなことに大きな被害は発生しておりませんが、これからシーズンを迎える台風などの自然災害に対し、十分な注意と対策について確認する必要があると感じております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、今回の議会から管理職として出席いたします職員を紹介いたします。

税住民課担当課長の石原です。

税住民課担当課長（石原千明君） 石原と申します。よろしく申し上げます。

町長（西村典夫君） 保健福祉課担当課長の大西です。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 大西でございます。よろしく申し上げます。

町長（西村典夫君） また、今回の議会初日のみ決算認定の説明のため出席いたします総務財

政課長補佐兼会計管理者心得の森本です。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 森本でございます。よろしくお願いいたします。

町長（西村典夫君） 続きまして、いこいの館につきまして、御報告させていただきます。

いこいの館は、平成30年4月20日から令和2年3月31日まで指定管理者により管理運営していただくことになっておりましたが、指定管理者の諸般の事情により、まことに残念であります。8月31日をもって撤退されることになりました。温浴と飲食の部門を休業せざる得なくなりました。町民の皆様、また来館していただきました皆様に大変な御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。今後におきましては、議会の皆様方とも十分な議論を重ねさせていただきまして、今後のいこいのあり方を構築していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

令和元年度の決算監査につきましては、8月7、8、9日の3日間、各課の監査をお願い申し上げました。私債権回収に携わっての取り扱い等について御指摘をいただきました。あわせて組織体制の強化や業務の見直し等々につきましても御意見をいただきました。御指摘いただいた内容につきましては、速やかに対応していくよう指示いたすところでございます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、報告2件、承認1件、諮問1件、議事案件は補正予算2件を含む6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第6号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第6号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

令和元年8月31日で笠置いこいの館の指定管理業者が撤退することに伴い、9月以降に町直営として施設の維持管理を行うことから、9月1日より費用が生じることとなったため、専決処分を行いました。

歳入歳出総額15億2,961万3,000円に歳入歳出それぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出総額を15億3,088万7,000円としたものでございます。

財源といたしましては、基金からの繰入金と繰越金を充当しております。御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 承認第6号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件の専決処分につきまして、承認を求めることにつきまして御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和元年8月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、127万4,000円増額いたしまして総額を15億3,088万7,000円とするものでございます。

それでは、7ページをごらんください。

まず、歳入の部から御説明させていただきます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金で127万1,000円。また、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金3,000円を計上させていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出の部となります。御説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、7節賃金で、いこいの館の事務及び設備メンテナンス等に従事するアルバイト人件費といたしまして2名分、17万3,000円を計上させていただいております。同じく11節需用費で館内運営に係ります光熱水費といたしまして87万2,000円、12節役務費、通信運搬費といたしまして2万3,000円、13節委託料で館内施設の空調設備、電気設備等の管理費といたしまして18万7,000円、14節使用料及び賃借料でコピー等物品のリース費用といたしまして1万9,000円、以上、合計合わせまして127万4,000円を計上させていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑ありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

この専決についてお聞きしたいんですが、これは7月の末に業者から、指定管理者からや

めるという話が出ていますね。それから本日まで何日たっているんですか。専決という地方自治法179条の第1項をどのように解釈されたんか。これは非常に大きい問題ですよ。町長の責任問題になるんです。

この問題について、いこいについては前回も否決されて専決で処理されました。これを、専決ということを出されるとこの議会の必要性がないんじゃないですか。その点町長はどのように思っているか、御答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 専決につきましては、本当に緊急な事態、そういうことにおきまして、やむなく専決をさせていただく、そういうものだと理解しております。

今回の専決につきましても、そういう議会を開いていただく、そういう時間的ないともがなかった、そういうことで今回の専決をさせていただいた、そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 町長の答弁では検討の余地がなかったという答弁ですね。しかし、いこいの館の対策については21日にやっているんですよ。そのときでも全然こういう金額も出てこないし、人数も発表されていませんわね。そうなってくると、行政の事務関係に問題があるんじゃないですか。

この専決をされる問題について町長は何日の期間を必要とされ、今答弁されているんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 8月21日に特別委員会を開催していただきました。その中におきましても、9月議会では間に合わないので緊急対応分として専決をさせていただきたい、そういう旨を報告させていただいた経緯がございます。この事務の処理に当たってどれぐらいの日数が必要なのか、そういうことにつきまして詳しいことはちょっと答弁できないんですけれども、8月21日の特別委員会におきまして、そういうことをやらせていただきたい、そういう報告もさせていただいた流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今答弁で21日に専決という話をしたと言われていますね。我々議員にとっては、金額も何もかもわからないのに専決、そういうことはこの議会で発表される。余りにも議員を無視しているわけじゃないですか。金額もどうこうわからない問題について専決お願いします。

先ほども言いましたように、これは議会を無視されているんじゃないですか。こういう点から考えて、私は専決については反対です。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今は8月21日の件が出ていますけれども、私も当時の委員長として副委員長と当時21日やる1週間ぐらい前に、どういった資料を出すのかということを出してくれと言いました。そのときに専決という言葉があったんで、そのときに専決するんだったら、どれぐらいの予算とか、大まかでええから21日までに出してくれと言っているのにその資料も全然出てこなかった。1週間前に町長、副町長おられて、説明受けたときにそういう話をやっています。だから委員会等をやる前には必ず1週間ぐらい前に資料は欲しい、どんな資料でも欲しいと。やっとな最近そういう形で出てきていますけれども、だから見たときに専決と書いてある。これはだめですよと。それやったらある程度の予測というか、出してほしいと言っているのに、全然違う予算の資料が出てきているんですよ。なぜこのようになるんですか。不思議でなりません。

そして、このいこいの館が閉鎖ということは、私も7月30日に町長から早朝電話いただきました。その議論はもっと前にやっておられるんですから、なぜ私たち議員にそういったことを、こういうことがあるということ言ってもらえないのか、それが残念であります。そうでしょう、明くる日から、30日に聞いてあしたから、8月末に閉めますと、そんなことはありませんよ。もっと事前に、7月等からいろいろやってはと書いていましたから、その辺のところどうなんですか。そんなことで議会と町との関係がうまいこといくはずがありませんよ。

こういった専決と、今言いました、きょう、あしたから閉めるという話とこの2点、町長、返事いただけますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理業者が撤退されるに当たりましての流れについて御説明も申し上げたところでございますけれども、7月30日に最終的な話し合いを持たせていただきました。その場で8月いっぱい撤退したい旨を申されました。そのときにおきましても慰留をしたんですけれども、本体まで影響してくる赤字が出ているということで、やむなく撤退をしなきゃならない状況になってしまったということで、そういう報告を受けたのが7月30日でございます。それまでの経過につきましては、何回となく話し合いを持ちまして、

笠置町としてのできるだけの、こういう援助ができますとか、そういうことで何とか継続してほしいという申し入れをさせていただいてきたところでございますが、7月30日に8月いっぱい撤退するということを通告いただきました。

それと、資料につきましては、こちら側が用意していた資料と議員の皆さんが求められておりました資料が食い違っておりました。そのことについてはおわびを申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そんなおわびじゃないですよ。町長、副町長おられて、私は21日のときまでに出してくれと予測を言っているんですよ。そんなことを行政やってもうたら困りますよ。

次に、21日に出した資料、大切なことがあるんですよ。指定管理料をもう4月に1,200万円、去年の場合は四半期に1回ぐらいですか、支払っておられるんですけども、なぜことしになって、その業者はもう去年2月、3月から、我々、業者も来てもうて委員会やったときにも、やっぱりもう赤字なんでどうのこうのといろんなことをおっしゃっていましたが、その詳しいことは言いませんけれども。それなのに何で、四半期で去年の場合は支払っていたけれども、なぜことしになって1,200万円業者に支払って、結局、残り9月からこちら700万円、これ返還の見込みはあるんですか、既にもう返還されているんですか、その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、年度途中で指定管理取り消しということになりました。当然年間1,200万円、1月当たり100万円ということでございますので、指定管理を行わない9月以降の指定管理料については返還を求めさせていただきます。まだこの手続につきましては、業者のほうで最終的にまだ精算といいますか、債権債務の整理をやっている途中でございますので、それを終わり次第、私どものほうとしては請求をさせていただきたいと考えております。

それと、年度初めに1,200万円ということでございますけれども、昨年度までの状況というのは、大変指定管理業者も厳しい状況にあったというのはもう御承知のとおりでございます。新年度はどういうふうにするかということにつきまして、新たに新年度仕切り直して、赤字が出ないように頑張ろう。そのためには、こういうような環境、特に修繕あるいは投資的経費といったものを整えて、年度の7月ごろをめどにそういう環境を整えることで

1, 200万円やり切りますというようなお話でございましたので、1, 200万円の金額を年度当初にお支払いして、一緒に頑張ろうということで契約と申しますか、年度協定書を締結させていただいたと、そういう流れでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

少し議題とそれているようなので戻したいと思います。そもそもは松本議員がおっしゃられたように、専決できる場合というのが議員必携、僕らの教科書にも書いてあるんですよ。きょうニューフェースもおられることなんで、少しここの議員必携から御説明したいと思います。

1、議会が成立しないとき、2、地方自治法第113条ただし書きの場合において、なお会議が開くことができないとき、3、町村長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、4、議会が議決すべき事件を議決しないとき、こういうふうにあるわけですよ。

この中において21日の時点で議員が招集されているわけですよ。ここが一番の問題なのかなと思っております。町長、21日に議員は皆出席しております。時間的余裕がないというところについての説明を詳しくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 8月21日に特別委員会を招集させていただいた、そういう日があったのに、なぜ臨時議会などを開けなかった、そういうことだと思います。

その件につきましては、まだ行政側といたしましても、きちんとした予算措置、そういうことがまだできていなかった、そういうこともございましてかなわなかった、そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

きょうが11日ですね。招集されたのが21日とこの約2週間ぐらいかな。2週間ぐらいでこういう予算書が提出できたと。議運が3日ですから1週間弱、逆算すると7月の時点で指定管理業者は経営が厳しいという話があったという中で、一体どれだけの時間があれば臨時議会が開けるのか、そもそも開く気があったのかどうかその辺も疑問に感じます、今の返答では。松本議員もおっしゃるように、これ議会軽視なんですよ。どこがかというと、二元代表制って、僕、前も議会の中でお話したことがあると思うんですけども、執行権者と決

定権者。決定権者要らんのが専決処分と言われる処分ですよ。町長が判断してお金自由に使えますよと、悪く言えばこういうふうにもとれる。その中において、なぜこの決定権者を差しおいてこういう行動に出られるのか。これ確実に笠置の体質なんですよ。よその議会にいったら、専決ってすごい重いという話を僕はよその議員さんと、いや、うちはこんな専決したことありますという話をしたときに、やっぱりかなり言われます。笠置はそれで専決できるのかと。これ体質的な部分やと思うんですよ。今回、またこれが出たと。これやられたら、結局、不承認になってもこのお金って一生返ってこないお金なんですよ。ましてや、これは9月17日までの専決処分やと。これ後の補正で、またこの後の追加のお金が出てくると。ぱっと見は八十何がしかもしれないですけども、120か何がしのお金かもしれないですけども、ここに後、ひもついてくるわけですよ。これを認めることによって、あとの補正予算を認めざるを得ない状況を行政はつくりたいのかと、こういう後出しじゃんけんばかりしていたら決定権者の意味が本当になんないんですよ。僕たちも報酬をもらっている以上仕事せなあかん。そういうことについて、町長、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員言われるとおりでございます。行政執行していくには二元代表制のもとで執行部と議会が、この両輪がいろんな議論し合って進めていく、これが二元代表制でございます。そういうことで、その中での専決の意味というのは非常に重い、そのように私も感じております。以前にも専決を出させていただき、承認をいただけなかった、そういう経過もございます。そういうことも踏まえまして、専決についての意義というのはすごく重い、そういう思いで取り組んでまいりました。

今回におきましては先ほど来申し上げますように、いろんな日程などが重なっております。まして、議会を招集していただく時間、時がなかった、そういうことでやむなく専決として出させていただいた、そういうことで御理解をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

これ3回目なんで議長に切られると思うんですけども、1つ言いたいことは、質問の答えになっていない。理解をしてくれとおっしゃられる町長はね。理解しがたいですよ。ずっと同じ返答ですわ。時間がなかった、時間がなかった。だから、その時間がないということとを説明してくれと。これ笠置の危機的状況だと認識されていないということなのかどうかということですよ。本当に20年後に笠置の人口が600人台になると。2030年にはも

う第2次ベビーブームのときの方がみんな退職されて、すごい労働人口も減るわけですよ、この笠置町の中からも。逆算すれば、今すごいきちんと整えないといけない時期なんですよ。その時期において、町長、そういうふわっとした発言では、まちは前向かないんですよ、僕が思うに。なぜきちんと説明して、問題がここにあった、次はこうできる。僕が議員になってからでも専決ってかなりあったと思いますよ。でも、ずっと同じような言い訳にしか聞こえない。笠置町をどうしていこうと思っておられるのか本当に不透明ですね、その辺も。もう質問にならないですよ、返ってこないですから。

ただ、専決処分というのは本当に重きを置いてやらないと議会が要らなくていいという話なんですよ。議員はそう受けとめていいんですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今笠置町、本当に危機的という言葉を使っていいのかどうかちょっと疑問にも思いますけれども、そういうふうに頑張らなくてはならない状況になると考えておりますし、またいろんな意味でのこれからのまちづくりについて過渡的な時期にもあると私は認識しております。

そういう中で、やはり執行部と議会が真剣に向き合って、必死に議論し合って、こういうことを前に進めていく、そういうことがすごく求められている時期だと私も思っております。そういう中で、この専決というのはそういうことに反することだと私も思っております。今回につきましては、先ほど来申し上げていますように、そういう予算化する時間とか、また日程などが詰まっております、今回やむなく専決をお願いした、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この問題については、いろいろ今松本議員、大倉議員、坂本議員が意見出ていますけれども、そのとおりやと思いますよ。これ、前回も一回専決を不承認にした件がありました。あのときも日程がなかったとか、そういうことで上げられていますけれども、そのときにも私は当時総務財政課長に地方自治法第179条をここで読んでもらったことがあるんですよ、そうでしょう。それが全然わかってないじゃないですか、同じことをまたやっているじゃないですか。これ、先ほどから出ていますけれども、7月21日に特別委員会を開いてやった。そのときに全然9月1日からの形態をどういうふうにしてやっていくかということが決められていないわけでしょう。これ、はっきり言うたら、執行部の業務怠慢ですよ、これ。7月

から大体業者は8月いっぱいをやめたいということは言うてきていたということやから、2カ月間あるんですよ。その間になぜ9月からどういう体制にするかというのは早いこと決めて、それで臨時議会開くなり要請しないんですか。そういうことをやっているから何もかももうまいこといかないんですよ。こんなもの、きょう、これ議会がやっていく本来の審議に入っていないでしょう、これ。どう思っているんですか。皆さんもう今となったら、これ、しようないですよ、もう。やむを得ないです、こんなもの。もう1日からやってんねから。これ、専決で承認せざるを得んわけですよ。

そういうことで、私は中身について質問させていただきます。

8ページの、先ほどの説明でアルバイト賃金ということで、これ2名のアルバイトを採用してやっていくという報告がありました。これ2名やけれども、どういう体制でやっていくんですか。これ、一応広報的にも町民の皆さんにも一応食堂部門と温泉部門はやめますと。そのほかのいこいの館としての建屋はやっていくということで広報されていますけれども、例えばボイラーの設備、温泉の。ボイラーの設備は9月からどういう補修をやっておられるんですか。毎日ボイラーを燃やしておられるのか、その辺もわからんと、これアルバイト賃金、2人でいいのかどうか、私らは全然こんなん判定できませんわ。その辺どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、事務の関係がお一人で、ボイラー等その辺の設備、清掃等でお一人、2人の体制でアルバイトの方に従事していただいております。

ボイラーの件につきましてでございますが、デイサービスのほうが運営しておりますので、そちらにお湯のほうを供給しなければなりません。ですので、基本、デイサービスが運営している日、そちらの日はボイラーのほうの稼働をしております。ボイラーの設定につきましては、手動で電源を入り切りする等の作業をしております。

9月以降でございますが、若干ボイラーのほうも温度が一定でなかったりというところが途中発生したりしておりますので、常に館内に機械のメンテナンスを行える者がおらなければ安定した、今現在ではデイサービスの入浴というところが主でございますが、そちらのほうに安定的なお風呂に入っただけないということで、現在2名の方に従事していただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

アルバイト 2 名についてはわかりました。それでその 2 名で、建屋の管理とかゲートボール場の管理とかそういう受付業務、そういうことを 1 名がやって、あと 1 名は設備的な保守を見てもらっているということで、それでいけるんですね。

それから、デイサービスに湯を送っていますけれども、これは一応この間議運の補正で上がっていましたがけれども、デイサービスのほうに給湯設備をつけるということで補正上がっています。それまでの間をこのボイラーは毎日回しているということで、その給湯器がつかいたら、向こうへ送るやつは停止と、こういうことで考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

ボイラーは今現在お風呂を焚くことと、あと管内のエアコン空調のほうで、そちらのほうも灯油のほうを使っております。

今議員のおっしゃったように、お風呂のほうにつきましては給湯器のほうを設置されるまでの間の運用というふうに今現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 最後にもう一点質問しておきます。

あと補正のほうで、まだこれから 3 月までの分については補正で上げておられると思うんですけども、この間の新聞報道では下期というか、9 月から 3 月までの分の維持管理費として 1, 200 万円という数字がもう上げられていました。

あの補正の合計分が 1, 200 万円になるということだろうと思うんですけども、私、ちょっと集計したけれども、そういうふうにはならなかったんやけれども、その辺と、それから今の温泉設備、これを今後 3 月までどういう運用形態でいこうとされているのか、その点について再度お願いいたします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回 9 月以降 3 月末までのいこいの館の運営、管理、そちらのほうに係る費用といたしまして計算をさせていただきました。先ほど来御説明させていただいていますように、9 月

1日から17日までの分を専決分といたしまして、9月18日から3月末までの費用といたしまして補正で計上させていただいております。

計上させていただいております金額の中身につきましては、先ほど来の御説明させていただきましたように、賃金から物品等のリースということで中身は一緒でございます。9月から3月末までの金額を算出し、その内訳といたしまして、専決分とあと補正分というふうに分けさせていただいております。

今後の運営でございますが、先ほど来話のありましたように、ゲートボールの方の御利用もでございます。また、先週末でしたら、町外のスポーツ少年団の方々が貸し部屋としての利用、またボルダリングの施設としての利用もでございます。このように温泉部分、あと飲食部分につきましては、一旦今は現在休業しておりますが、ほかの付属施設というところの御利用はございます。

今後の温浴また食事の再開につきましては、現在、関係機関等々と協議しているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

少し質問を変えたいと思います。ふるさと基金についてちょっとお聞きします。

今回、これ、専決でふるさと基金使われますけれども、ふるさと基金条例の設置の目的とこのがありますよね。御存じでしょうか。僕も少し気になったんで調べてみたんですけども、設置の目的、「自ら考え自ら行う地域づくり」事業を円滑に効率的に行うためにふるさと基金を設置する。第5条では、この基金を使うことができる事業が書かれていると思うんですけども、わかさぎ株式会社出資金事業、町民グラウンド整備事業、保養センター等整備事業、この保養センターに係るのかどうかというところなのかなと思ったりもしますが、設置の目的「自ら考え自ら行う」と、どこがってなりませんか。町長、どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ふるさと基金条例についてでございます。

設置の目的について書かれております「自ら考え自ら行う地域づくり」、そういうことについて円滑・効率的にこのふるさと基金を使っていく、そのように定義をされております。

その中で、やはりいこいの館につきましては、保養センターの整備事業、その意をこの項目に私は充当しているのではないかと考えております。そういう意味におきまして、ふるさと基金を充当させていただく、そのように理解をしております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

議論にならない。質問の答えに町長になってないですよ。僕も言いましたやん。保養にくくったら百歩譲れるのかなぐらいの感じかなと。

ただ、設置の目的が「自ら考え自ら行う地域づくり」と、これ全然考えてないですよ。後発的であったことに対してその場しのぎの処置をします。これ、地域つくってんのか、地域壊してんのかわからへんですよ、こんな、極論言うたら。僕が東部塵芥処理組合にいるころは、笠置は基金がぎょうさんあるから大丈夫やという和東の行政の方もおらっしゃいましたが、僕が今の立場になって実際その基金を見れば、もう枯渇するんじゃないのかという話になりますよね。もう1億を切り、8,000万円台。これがあと20年もつのか。もたないですよ。

その中で、「自ら考え自ら行う地域づくり」の基金をこういう補修、僕ら建設業でいうたら補修ですわ。パテ埋めするみたいなもの、継ぎはぎですよ、継ぎはぎ。こういう継ぎはぎ的な予算の使い方ってどうなのかなと。

町長、本当にふるさと基金の設置目的を見て、これは合致するなど、議会に納得してもらえるなど、この基金はこの事業に対して専決処分しても、みんなが幸せになる使い方だなど思われていますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この「自ら考え自ら行う地域づくり」、そういうことの設置目的がございまして。そういう目的の中で、こういう継ぎはぎ的な出資金の使い方はどうなのかということとございまして。

私の考えといたしましては、やはり地域づくりをしていくためにも、このいこいの館の補修、管理は続けていかなければならない、途切れなくやっていかなければならない、そういう観点におきまして、将来についての地域づくりにつながると私はそのように考えておりますので、今回のふるさと基金からの充当については、そのように私は考えております。

（「答えになってないですよ、それで議会は認めるんですか、議長。議論でないですよ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと話が、中身が違うところにもいっていますが、大もとの手続、専決処分というこ

とについて話を戻させていただきまして質疑させていただきたいと思います。

7月31日の時点では通告があつて、業者撤退というのは確定したということは答弁でありました。先ほどの御答弁では8月22日に専決処分を行ったと記憶していますけれども、21日の時点では固まっていなかったものが翌日には予算化できている、専決ができたということですね。1日でできたということになるわけです。そうしますと、本当に時間がなかったんであるかということが疑問になります。先ほど来から時間がないの一言で言われていますけれども、どのように時間がなかったのかという中身について、もうそこまできましたら、一日一日どういう仕事をして、する時間がどういう理由でなかったのかということをも具体的に示さなければ、到底日数から考えて不自然さが残るといふふうに考えます。

専決処分というのは仮に議会が議決をしたとしても、効力は失わないという、そういうものです。ですから、大変非常に慎重にしなければならない。例えば災害等であれば、わざわざ議会の手続を踏んでやるいとまがないということはすぐに理解ができます。

しかし、今回はそういう案件でなく、しかも1カ月前ですね。9月1日からということですから、7月31日の時点ではっきり確定をした。1カ月はあったわけですね。それでも時間がなかったと言われるわけですから、その中身について説明責任があるのではないかと。どのように説明されるのか、きちっと答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

専決処分に当たりまして費用の積算でございますが、そちらのほうの資料の集めとか、積算のことに私自身手間取ったところがございます。専決処分の起案につきましては、私は8月27日付で最終固まり、そちらのほうで計算をさせていただきましたのが、今回計上させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

27日ということで、先ほどとちょっと違う日付に感じるわけですがけれども、それでも6日間でやったということになるわけですね。はっきり固まっていない段階で、6日間で手間取ったとはいえ、やったと。

そうしますと、7月31日があつて、もちろん土日は休みということですがけれども、その間精査すれば、優先的にやればできたのではないかと。先ほど町長の答弁でも専決というの

は大変重いという答弁もありましたけれども、優先的にされなかったのかどうなのか。21日には招集というのが早い段階で決まっていたという中で、余りにも不自然な対応だというふうを感じるんですね。

手間取ったというだけで言われるわけですがけれども、21日、27日にできたものが、それ以前にできなかった理由というのは、じゃ、どうなのかと、次、疑問になるわけですね。

なぜできなかったのか、どのような業務をやっていたのか、専決にならないような努力をされたのか。今の答弁だと後回しにしたということになるわけですね。ほかの業務を先にやっていて、後回しにしたということだというふうにはしかとれないわけですがけれども、それで専決が重いというのはどういうことなのか、もう一度きちっと答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

仕事の内容のスピーディーさも問われている質問かと思います。何を優先的にしているのかというところでございました。もちろん、いこいの館ということは優先的に考えております。予算に計上するということは、きちんと今の実績の額、また業者さんへの確認というところをもって計算をするべきであろうということで計算し、またいろいろなパターンがございました。こういった開館日や、また開館時間なども現状どのようにしていったらいいのかというところも検討しながら庁舎内で考え、最終的に今回計上させていただいた運用方法、運用時間に決まった。その前にこの費用、日数が要したということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

仕事の速さを問題にしているんじゃなくて、優先順位ですね。その間一切ほかの業務やっていたなかったということは考えられませんので、ほかの業務もやりながらこの作業もやっていたということだというのは当然のことだとは思いますが。

しかし、これだけの日数がたち、専決というのは処分が重いということで避けるということが前提であれば、もっときちっと一日一日どういう業務をしていたのかまで説明しないと、もう後回しにしたんじゃないのかとか、本当に時間がなかったのかということが、ここまで日数がたった上では、一般論としてだけの説明では、もう到底納得できないんじゃないかということを行っているわけです。その具体的な説明、一日一日の業務、何を優先的にやった

のか示されない中で一般的になかなか計算が手間取ったり、関係業者の聞き取りもいろいろ確認事項もあったというだけでは、もう通らないほどの日数だというふうに思っているわけです。だからこそ、もっと具体的に言っていたら本当は優先的に業務をやっていたのか、本当にこれやったら時間ないというのもやむを得なかったというふうに判断するのか、その基準がないわけです、こちらとしても。

なので、こんな不十分な説明の中で専決は重いと言いながら、その説明もなく専決を出されていると、このことを重く受けとめていただきたいと。ですから、どうなのかと問うているわけですね。再度答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほど来担当の課長が申し上げておりますその業務の進捗状況を私も事務の統括する責任者といたしまして、専決という重い内容に至るまで十分なことができなかったこと、大変これは責任を感じております。

ただ、やはりいこいの館の指定管理者の申し出があって、私どもは最後の最後まで遺留に努めた。9月以降も、ぜひやっていただきたいという思いで8月以降もフェイスさんとの間で協議をし、具体的な支援策を提示し、どうでしょうか、どうでしょうかというぎりぎりのところまでお願いもさせていただいたというのが現状でございます。そして、担当課長申し上げましたように、単に概算の数字を上げればよいということもあったのかもしれませんが、その判断で議会に提案するというのは、大変これも議会軽視につながるんじゃないかと。しっかりと積算をして、関係業者との間でどのようなメンテナンスが温浴あるいは飲食を休業した場合必要なのか、よく精査して数字を出すようにという指示をさせていただきました。その関係で時間がかかったということでございます。大変これに関しまして、しっかりと事務を管理すべき立場にあったものとして大変申しわけなく思っております。

そういう事情でございます。以上でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時52分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどから出ていますふるさと基金の繰入金で使い方とか、いろいろ条例もって説明された方おられますけれども、このね、町長、ここに出ている、私はこれ以前から言っていますけれども、本来の使い方というのは施設の修繕とか、そういうようなものには使ってはいけないとか、だから前から言っていますよ、賃金とか光熱水費とかはね。だから、平成18年ごろには4億円あったお金が今もう8,000万円ほどしかないんですよ。どういった根拠で使われるんですか、町長。

議長（杉岡義信君） 答弁誰すんねや。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼します。ただいまの大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど来からふるさと基金についていろいろと御質問があったかと思えますけれども、もともとは、ふるさと基金自体がふるさと創生交付金に基づいて積み立てられてきたということで、それからまた、いこいの館についてはふるさと創生事業で建てられてきたかと思えます。その維持管理、今回でいいますと、適切な維持管理をするためにその基金を使うことについては問題ないのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

課長そういう答弁じゃないんですよ。これはどういう根拠に基づいてやっているかと私は聞いている、町長にね。もうこっちから言います。これは条例見てください。平成18年12月に改正になっておるんですよ。ここに、第7条に敷金の管理に必要な事項は町長が定めるとなっている。町長が言うたら勝手に使っていていいですよ、極端に言えばですよ、そういう条例なんですよ。私、議員にならせてもろたときに京都府行っているいろいろ聞きました。こういう人件費と光熱水費は、これ何遍も、何度もこういった席で言っています。人件費とか光熱費は使ってはけません。施設の管理には使っていていい基金ですよ。それは何度も京都府行って説明受けました。そのこともこの議会でも以前から言っております。そして、当時18年改正するまでは、そういうことでは守られてきたんですよ。人件費とかそういうところには使っていなかったんですよ。それがこの18年以降、改正になってからは湯水のように、当たり前のように使っているんですよ。だから当時4億円もあったお金が先ほど言ったように、もう8,000万円ほどしかないんですよ。人件費とか、こういうのは使っていない。だから以前から言っているように、この町の条例のを見ていたら、町長が認めたとか、そういう条例が多いんですよ。それやったら、議会が本当いうて要らないんですよ、そうい

うことになれば。勝手に使ってくださいとなるんですよ。本来なら、これもその使い方でも書いてあっても、これはどうしてもというんやったら、町長が管理してんねやから使ったらいいんですけども、当たり前のように人件費とか光熱費に使う問題じゃないんですよ。当たり前のように出てくるからおかしいんですよ。そういうことを、基本をわかって使っておられるんやと私も思うてましたけれども、全然答弁が町長ないというのは寂しいですよ。当時町長も議員やられて、そういった議論は大分あったと思います。私もそういうようなことを言ったことがあります。これは本当に最小限度に使わなだめなんです。そして、先ほど言ったようにグラウンドにも使う、例えば台風であのグラウンドのネットが倒れたらそこにも使うということも言ったことがあります。そういう基金ですよ。こんな人件費とか光熱費に湯水のように使って、今このようになった状態になっているんですよ。そういうことも条例の基礎も知らんと、こんな当たり前のように書かれたら困るんですよ、答弁されないのは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この基金の使い方につきまして、私も大倉議員が自治振興課に行かれて、そういう人件費とか、そういうことが使えればどうかということをお聞きに行かれたということも私もお聞きしました。私もこの件につきまして京都府に相談をさせていただきました。その中で、私いただいた答えは、そういうことにも使えますと、そういうふうな御意見もいただいたところでございます。だといって、湯水のごとく基金をなし崩しに使っていく、そういうことはあってはならないことでありますので、基金を取り崩すに当たりましては、最小限度必要なものだけに限って使わせていっていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから先ほど言いましたように、京都府行かれて、どう聞かれたか知らないけれども、私が聞いているのは、そういった使い方は、光熱費、人件費だめですよ。施設に使うねやったら当然その基金ですよ。先ほども言いましたように、グラウンドの整備しやんなんとき、倒れたときに整備するお金も人件費じゃないでしょう。あそこの例えば草刈りとか、そういうことに使うのと同じことなんですよ。設備に使うんですよ、基金というのは。これが平成18年に条例改正になって町長が認めるという、これはそういうことなんですよ。改正になっているんです、わざわざ。それまでは本当に規律というか、しっかりされました。もう古いことを言いますが、当時の町長は100万円か、副町長が150万円か何か忘れちゃったけれども、そういったところには赤字補填ということで月賦で返しておられました、当

時そういうお金はだめだということで。それもあかんようになって、結局、平成18年に改正がなっておるわけですよ。どんどん、これ当たり前のように思ってた使われたら、基金がいよいよなくなるんですよ、もう。先ほど出ていましたけれども、次の補正のときに1,200万円云々、そこもそうなんですよ、入っていますよ。こういう使い方しているからだめなんですよ。これで私の質問終わります。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

幾通りか質問させていただきましたが、二代表制における考え方にしても到底賛成できるものではないかと思えます。ふるさと基金の条例の設置目的にも、僕はどうしても現行の使い方が前向きには考えられない。

こういう理由をもって、この議案に対して反対したいと思います。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。承認第6号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立なし。したがって、承認第6号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認しないことに決定しました。

承認を求める議案が否決されましたので、町長は、地方自治法第179条に基づき速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

議長（杉岡義信君） 日程第5、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、提案理由を申し上げます。

令和元年12月31日に人権擁護委員の任期が満了することに伴い、現人権擁護委員の方

を継続して推薦したいので、議会に諮問するものでございます。

御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、議案説明をさせていただきます。

先ほど町長が説明いたしましたとおり、任期満了に伴いまして推薦するために諮問させていただきましたものでございます。

内容につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年9月11日提出。

笠置町長 西村典夫。

氏名 二滝久功。

生年月日 昭和23年3月31日生。

住所 京都府相楽郡笠置町大字有市在住。

以上です。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦の件は適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（杉岡義信君） 日程第6、認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成30年度笠置町一般会計の歳入総額16億2,222万3,477円、歳出総額15億3,235万522円、歳入歳出差引額8,987万2,955円、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源1,255万4,438円、実質収支額7,731万8,517円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は3,900万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜わりますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 平成30年度一般会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

それでは、まず歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページと参考資料の2ページをごらんください。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

町税1億5,422万2,000円、1億6,644万3,301円、1億5,886万3,316円、44万6,325円、713万3,660円。

地方譲与税600万円、調定額、収入済額ともに607万6,000円。利子割交付金28万8,000円、調定額、収入済額ともに24万円。

配当割交付金90万円、調定額、収入済額ともに80万1,000円。

株式等譲渡所得割交付金50万円、調定額、収入済額ともに60万1,000円。

地方消費税交付金2,420万円、調定額、収入済額ともに2,316万円。

ゴルフ場利用税交付金3,400万円、調定額、収入済額ともに3,307万2,660円。

自動車取得税交付金220万円、調定額、収入済額ともに273万4,000円。

地方特例交付金3万8,000円、調定額、収入済額ともに3万8,000円。

続いて、3ページをごらんください。

地方交付税7億3,698万9,000円、調定額、収入済額ともに7億6,661万6,000円。

分担金及び負担金273万7,000円、調定額、収入済額ともに218万6,550円。

使用料及び手数料1,458万1,000円、1,831万7,057円、1,413万351円、418万6,706円。

国庫支出金2億271万2,000円、調定額、収入済額ともに1億6,249万1,457円。

府支出金8,127万9,000円、調定額、収入済額ともに8,202万120円。

財産収入431万8,000円、調定額、収入済額ともに390万3,032円。

寄附金190万1,000円、調定額、収入済額ともに190万1,300円。

繰入金4,603万3,000円、調定額、収入済額ともに3,097万2,368円。

繰越金3,324万1,000円、調定額、収入済額ともに3,264万1,458円。

続いて、5ページになります。

諸収入1億3,367万4,000円、調定額、収入済額ともに1億3,396万6,865円。

町債2億1,180万8,000円、調定額、収入済額ともに1億6,580万8,000円。

歳入合計は16億9,162万1,000円、16億3,399万168円、16億2,222万3,477円、44万6,325円、1,132万366円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の7ページと参考資料の4ページをごらんください。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

議会費4,828万8,000円、4,800万4,368円、28万3,632円。

総務費4億8,530万3,000円、4億5,382万3,433円、537万6,000円、2,610万3,567円。

民生費3億3,388万2,000円、3億1,930万6,970円、1,457万

5, 030円。

衛生費1億4,448万円、1億4,044万1,348円、403万8,652円。

農林水産業費2,375万4,000円、2,331万99円、44万3,901円。

商工費7,490万6,000円、6,646万4,319円、844万1,681円。

土木費3億2,040万4,000円、2億4,167万503円、7,609万9,000円、263万4,497円。

続いて、9ページをごらんください。

消防費6,458万5,000円、6,123万5,600円、334万9,400円。

教育費9,475万2,000円、8,132万4,400円、1,342万7,600円。

公債費9,691万6,000円、9,676万9,482円、14万6,518円。

諸支出金1,000円、ゼロ円、1,000円。

予備費100万円、ゼロ円、100万円。

災害復旧費335万円、ゼロ円、335万円。

歳出合計は16億9,162万1,000円、15億3,235万522円、8,482万5,000円、7,444万5,478円。

続いて、147ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額が8,987万2,955円、うち翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費が1,255万4,438円、それを差し引いた実質収支額は7,731万8,517円。地方自治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を3,900万円としております。

148ページ以降は財産に関する調書、153ページは、地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費1,014万6,000円の充当先を記載しています。

簡単ではございますが、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、監査報告を実施いたします。

意見書の朗読をもって監査報告にかえさせていただきます。

意見書

1、審査対象

(1) 平成30年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

- (2) 平成30年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成30年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成30年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2、決算審査日 令和元年8月7日(水)、8日(木)、9日(金)

3、出席者 町長、副町長、関係課長並びに課員、総務財政課長補佐兼会計管理者心得審査の総括意見を申し上げます。

平成30年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提出された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、概ね適正なものであったと認められた。

当該年度の決算審査では、適正な収支・業務遂行状況を確認することとして、決算書の数値照合はもとより、起案書や支出命令書などの公文書の在り方などを審査し、かつ、昨年度での決算審査指摘事項のみならず、定期的を実施している月例監査を通じて指摘した事項に対する業務改善の是非についても審査した。

当該年度において、笠置町では補助金交付における不適切な業務処理をはじめ、公金紛失問題、契約書未締結問題など不適切な業務処理があった。そのため、業務処理状況の再点検が必須であり、各種事業執行における起案書の記載内容が適正であるか、予算の状況に見合った執行となっているか、関係部署との合議決裁としているかなど、業務の進め方について公文書を通じて審査した。

指摘事項に関しては職員間で共有し、その後、業務のマニュアルを作成するなど一定の改善策が講じられ、町職員に周知されているとのことであり、今回の審査では改善が見られているケースもあった。また、組織力の改善、職員力向上策として職員研修についても強化・充実されているとのことであり、住民への信頼回復のためにも効率的かつ適正な業務の遂行を図られることを切望する。

そして、毎年度の決算監査での着眼点としていることであるが、町税をはじめとする各種債権の収納状況についても重点的に審査を行ったものである。徴税に関しては地方自治法に

則った徴収や処分を行っており、京都地方税機構との連携により徴収の強化が図られているところであるが、例えば、公営住宅使用料については私債権という考え方であるとして、処分に至っていないものであると伺った。納付期限から相当年経過している債権もあるとのことであるが、未収金の回収だけでなく、それに付随する延滞金や遅延損害金もきちんと請求することも重要である。私債権回収に携わっては大変難しい対応があるため、その取扱いについては、顧問弁護士と相談の上、適切に処理されてはどうか。

最後に、平成28年度より取り組みを促進している地方創生事業をはじめ、各課におけるその業務は様々で多岐に渡っており、その業務執行に日々尽力されているところであるが、時間外勤務手当の支出根拠となる超過勤務命令簿などを拝見するに、職員に係る負担の多大さが確認された。小規模自治体における職員体制では各種業務を兼務することが当然となっており、必然的に時間外勤務をすることもあると想像できるが、長時間勤務する職員に対しては、その勤務時間に応じて休憩や食事がとれる体制とすることなど、一定の配慮がもめられると思われる。また、そのようにして従事した業務に関して、その業務をやり遂げるのが精一杯であるとも伺っている。業務量の多大さから、何を目的としてその業務を執行するのか、何を以てその成果を評価できるのかなど、業務の真の目的を満たせないまま終わってしまっていることに対し、業務の見直し・洗い直しを含め、今一度立ち止まり熟慮することも必要ではないかと考える。本来、監査委員として決算審査の意見書に記述する内容ではないかもしれないが、行政側が理想とする笠置町の将来像と住民ニーズ、現在そして将来の財政状況、職員数に職員体制、その中で実現できるものできないもの、何が必要で何を目的にするのかなどをしっかりと把握しなければならない時期にあるのではないだろうか。これから来期の笠置町総合計画を策定する時期でもあることから、以上の点についても考慮・配慮され、計画的な業務の執行をされることを切に望んで総括意見とする。

6ページの審査の結果について報告いたします。

(1) 決算規模

平成30年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次の表のとおりであります。御参照ください。

(2) 決算収支

平成30年度決算額は、一般会計においては、歳入総額16億2,222万3,477円、歳出総額15億3,235万5,222円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は8,987万2,955円を計上している。また、翌年度に繰越す事業執行に必要な財源1,255万

4, 438円を除いた実質収支額は7, 731万8, 517円となり、単年度収支額は4, 159万2, 059円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額6億9, 447万1, 618円、歳出総額5億6, 192万4, 368円で、歳入歳出差引額は1億3, 254万7, 250円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせて予算現額22億7, 915万3, 000円に対し、決算額23億1, 669万5, 095円で、収入率は101.6%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせて予算現額22億7, 915万3, 000円に対し、決算額20億9, 427万4, 890円で、執行率は91.9%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次の表のとおりでございます。御参照願います。

(4) 財政状況等について

一般会計

平成30年度における決算額は、歳入総額16億2, 222万3, 477円、歳出総額15億3, 235万522円で、歳入歳出差引額（形式収支）として8, 987万2, 955円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額1, 255万4, 438円を除いた実質収支としては7, 731万8, 517円の剰余金を計上している。

歳入での主な内容は、款毎で決算額が高い順に、交付税が7億6, 616万6, 000円（全体に対する割合は47.3%）、次に町債が1億6, 580万8, 000円（10.2%）、国庫支出金が1億6, 249万1, 457円（10%）、町税が1億5, 886万3, 316円（9.8%）となっており、本年度の決算でも交付税が歳入面の大部分を占めている状況がうかがえる。

昨年度の決算状況においても上記歳入が主なものとなっており、国庫支出金が1億8, 720万3, 720円、町債1億7, 459万7, 000円が平成29年度の決算額である。事業実施においては財源確保のため補助金を充当し、かつ、普通交付税算入の高い過疎対策事業債などを活用し実施されているところである。事業実施においては町にとって真に必要なものを選定し行われているものであると考えるが、ここ数年、地方債債務残高としては年々増加を辿っており、平成28年度が10億9, 971万5, 317円、平成29年度が12億208万64円、平成30年度では12億5, 653万2, 619円となってい

る。各年度の財政負担を軽減し平準化するために地方債を発行しているものと考えているが、公債費は経常的に支出を要する経費であり、自主財源・一般財源の乏しい笠置町にとっては減少させることが望ましい。一般財源が多く確保されればされるほど住民に対する行政サービスに廻す財源が確保できることとされており、逆に少なければ財源の使途が拘束され、行政サービスに財源を廻せない状況となるためである。地方債発行は財政負担を後年度に廻しているという現状を再認識され、安易に発行することなく事業選定等に尽力されたい。

本年度で実施された事業の1つに、駅前広場整備事業が行われた。当該事業はJR笠置駅前のロータリーの整備を行ったものであるが、事業執行において必要な予算措置をすることなく、一部工事を進められたという経緯があった。このことは議会でも取り上げられ、今回、この監査でも審査したものである。昨年度の決算審査においては専決処分に対する意見を付し、適正な業務執行の徹底について指摘したものであるが、今年度においてもこの業務執行に問題があると指摘することとなった。

また、今年度においては町税の還付金を紛失するという行政としてあってはならない問題が起こってしまった。住民への還付金を現金にて処理するにあたり、その現金を紛失してしまったとする案件であり、その問題発生後、業務の見直しを図り、現金を取り扱うものに対する研修の実施をはじめ、現金の取り扱いの規制、マニュアルの作成など業務改善が図られているとのことである。様々な問題が露呈しているが、業務の進め方について今一度見直し、改善・徹底を求めるとともに、住民への信頼回復に努められたい。

一方、町税の不納欠損処分についてであるが、昨年度の決算審査等ではその処分に対する決裁文書について審査し、起案書の在り方について意見を付している。現在、町税については京都地方税機構に滞納分を移管しており、同機構によって滞納整理が進められているものであるが、不納欠損となるものについては町において決済されている。以前の監査では、その決済を伺う起案書において、同機構が滞納者に対しどのような折衝が行われ、やむなく欠損となることについて明示されていない状況であり、決裁権者である者がその起案書で以って判断できないことを指摘した。機構が行った滞納者との折衝状況はその情報を繋ぐ電子機器上で逐一確認できるものであり、起案書にその旨計上し、決裁権者が判断できる状態にすべきものと意見していたものである。今回の決算審査でもこの点について着目しており、その起案書を審査したが、不納欠損に係る滞納者ごとの折衝記録が、全記録ではないものの、一定把握することができるように記載されており、この点に関しては改善が見られたことを報告しておきます。以上です。

次に、健全化判断比率審査について報告いたします。

お手元の審査意見書をごらんください。

平成30年度健全化判断比率審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2、審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表を読み上げます。

健全化判断比率、実質赤字比率、平成29年度－（バー）、平成30年度－（バー）、早期健全化基準は15%であります。

連結実質赤字比率、これも平成29年度、平成30年度とも－（バー）であります。早期健全化基準は20%。

実質公債費比率、平成29年度、2.2%、平成30年度、3.0%、これ早期健全化基準は25%になっております。

将来負担比率、平成29年度は－（バー）、平成30年度は2.4%、これは早期健全化基準は350%となっております。

米印 0%以下の場合は「－」（バー）として表示しております。

（2）個別意見

①実質公債費比率について

事業に充当する地方債発行に際しては、交付税算入率の高い過疎対策事業債等の活用により財政負担の軽減を図られているところではあるが、一般会計での決算審査意見書でも述べているとおり、年々地方債債務残高が増え続けている状況下にある。示されている実質公債費比率は3カ年平均のものであり、その基礎となる単年度の同比率では平成28年度が2.59%、平成29年度では2.68%、平成30年度では3.81%となっており、徐々にその値が上昇している。早期健全化基準である25.0ポイントと比較して、まだまだ下回っている状況にはあるが、公債費の増は財政の硬直化を招く経常的経費の増となるこ

とから、当町の財政状況を鑑み、公債費の適正化に努められたい。

②将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は0%以下であったことから「－」（バー）として表記していたが、平成30年度では2.4%となった。

当該比率の算定ルールの一つとして算定基準日を設けており、本年度では平成31年3月31日をその基準日とし、その時点における地方債の償還残高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならないものを仮にその基準日に全額負担とすることとした場合の総額から、同日で保有している基金など充当可能財源額を差し引いた額を分子とし、その団体の標準財政規模等によって算出された額を分母とした算定式によって当該比率は算出されている。

ところで、事業に充当される国庫補助金や地方債などについては、例年、金額の大きいものが出納整理期間中である4月や5月に収納されている。例えば、ある建設事業が2月に終わり、その工事請負費などの支出を3月に終えていても、その事業に充当される国庫補助金は工事完了後において交付されるものであり、その多くは4月もしくは5月になって交付されることから、国庫補助金が交付されるまでの間、一般財源で以ってその分を一時立て替えている状況にある。本年度において、平成31年3月31日時点でその一時立て替え額が集中した結果、立て替える現金が不足してしまっていた。現金が不足した場合、金融機関などからその不足分について一時借入をする事も考えられるが、笠置町では基金を取り崩して繰替運用し、その不足現金を補っていたことから、当該比率基準日時点での基金残高が少なくなった、すなわち算定式における分子の値が大きくなり、比率が上昇したものである。

なお、その基準日時点での基金からの繰替運用額は約7,000万円であり、繰替運用した基金は国庫補助金等が収納された後、年度内に再積み立てをされていること、そして仮にその繰替運用した額が基金残高として算入されておれば当年度の当該比率も「－」表記となっていたことを付記しておきます。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

次に、資金不足比率審査について報告します。

5ページをごらんください。

資金不足比率審査意見書

1、審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率、29年度－（バー）、30年度－（バー）、経営健全化基準は20.0%であります。

0%以下の場合は「－」（バー）表示としておりますので、よろしく申し上げます。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はございません。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。再開は13時から。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 0時57分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

認定の第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件を議題としております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この意見書の4ページの中段の下のほうに時間外手当とか職員の方の負担とか、こういったところをちょっと一旦質問させてもらいます。

町長、ことし国が働き方改革というか、去年6月に成立されて、ことし4月から施行されておるんですけども、この働き改革の要点というのは御存じですか。

町行政のトップとして職員を預かる、時間外の、例えば過労死とかよそで問題になっているでしょう。長時間労働は過労死とか心の病とか心臓の病気、実際に自殺とかね。そんなことも世間一般では起きているわけです。要旨はわかりませんか。わからなければ担当の総務財政課長、担当になりますか。わからなければ総務財政課長に答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国の働き方改革については、やはり十分な労働条件の中で十分力を発揮して働いていただける、そういう環境づくりだと私は考えております。

そういう中で、議員が指摘されております時間外手当など、またいろんな心の病とか、そういうことを心配されていると思います。笠置町の庁内におきましても時間外手当につきましては、課長を初め、できるだけ時間外手当が多くならないような、そういうふうな指導もしていただいておりますし、そういう意味では改善もしてきていると認識をしております。

また、いろんなそういうその方の心情につきましても、課長を初め、常日ごろきちんとその職員を監視じゃなくて、きちんと見守って、その人の体調また気持ちがどのようにあるか、そういうこともきちんと把握して日々指導していただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員が言われました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律につきましては、2018年6月29日に可決成立し、2019年4月から施行されております。

この法律は3つの大きな柱からなっております、まずは長時間労働の是正、それから多様で柔軟な働き方の実現、また正規・非正規というような雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保というのが3つの柱となっております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、こういうような回答欲しかったんですよ。

それで、次に同じこの中のことですけれども、最近36協定というのを私もこれは名前だけ知っていましたが、36協定というのは、町長、御存じですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 詳しい内容は存じ上げておりませんが、労使協定の中の一部だと認識しております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

36協定といいますのは、時間外労働に関しまして労使間で結ぶ必要がある協定……簡単にいいますと協定のことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） なぜ36協定いいますと、笠置町ではこの36協定は、これは該当するんですか。

といいますのは、最近奈良県が、NHK放送があつて、39の市町村があるらしいんです

けれども、22の市町村が協定を結んでいないという話なんです。そして、具体的に書いていませんけれども、奈良の河合町では昨年まで3年間で延べ33人が月80時間を超えていたと。中には152時間という月。これはテレビで町長が出て釈明されていました。覚えています。ニュースでやっていました。笠置町では、そういうような時間外労働でこれ以上の時間をね。まず、労使協定があるのかどうか。それとこれの時間外労働を正規以上に、例えば月80時間以上やっているとか、そこまではやっぱりだめなんですよ、法律的には。先ほど言った働き方改革でもこれ罰則があるんですよ。笠置町では今までそういうような長時間労働された一番長い方は何時間ぐらい、週何時間とか1カ月何時間、年何時間とか、数字出ていますか。

というのは、この監査でこういうことを書かれているから当然に私はあると思うんですよ。資料持っておられるんじゃないんですか。監査でこういったことを時間外のことを書かれているから、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えします。

今手元には週何時間であるとか月何時間、最高が何時間というものの資料は持ち合わせておりませんが、時間外勤務手当につきましては、職員からの事前申請に基づいて管理簿がございまして、そちらのほうをまとめさせていただいて、ちょっと後日になりますけれども、お示しさせてもらえたらなというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本さん。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

朝のときに監査委員の方がこれ延々と読まれましたね。これは令和元年8月19日の日付で出されているんですね。それについていろいろ要望のことが書かれています。朝から審議しました専決の問題等を、また何回も何回もことしだけでなしに以前からも言われているんですが、町長、これ出されている意味がおわかりですか。どのように前年度、今年度改善しようとしているんですか。町長にその点お聞きしたいと思います。

今の先ほどの総務財政課長の話、ここに残業の件が載っているんですよ。サブロク協定って常識の問題ですよ、こんなもの。こういうことを書かれていても町として全然理解されていないんですか、しているんですか。していたらそういう資料は出てくるはずなんですよ。その点、町長どのように指導されているんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 30年度の監査をしていただきまして、8月19日付でこの意見書をいただきました。私これも何回も読ませていただきまして、本当に改めなければならない点については本当に速やかに改めていかなければならない、そのような決意をしたところでございます。

特にこの中でいろんな不適切な事務処理やとか、またいろんなことが書かれております。そういうことにつきましても随時職員力向上プロジェクトなどを立ち上げまして、随時今取り組んでおるところでございます。時間外勤務につきましても課長を通じて、できるだけ多くなならないような指導をするように私のほうから指示しているところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどお聞きしてんのは奈良県の例を言うて、月80時間以上は笠置町はあるかどうか、そういった例があるかどうかということをお聞きしているんですよ。さらには先ほど言ったように過労死の問題とか、病気になるとか、いろんな問題があるから言われているでしょう。だから働き改革という法律ができたんですよ。町長、本当に職員を使う責任者として、それぐらい知っていただきたいというか。だから本当に私も町民の方から11時、12時まで残ってはる方がおられると実際に聞いております。実際そうだとしたことなんです。だから時間外労働というか、月一番長い人で何時間とか、それを聞いているわけ。だから奈良県の話をも具体的に笠置に照らした場合にどうなのかということ、こんな方が8時間とかおられるかどうかということをお聞きしているんですよ。町長、責任者としてどうなんですか。こういうことを監査で言われているわけですよ。だから自分ところでそれぐらい調べるのが当たり前のことと思うんですよ。これは9月の初めにNHKが放送されたことなんです。本当に大事な職員を過労死とか病気とかなった場合困るんですよ。それは町長の責任というかになってくるんですよ。その辺を聞いているわけですよ。だから一番長い人でどれだけ時間が、1カ月に40時間以上の人は何人おるとか、おらないとか知りませんが、それを聞いているわけですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員の中に月80時間以上の職員がおるかということなんですけれども、いております。特に私、総務財政課でおきましては、財政を担当している者が月80時間以上残業していただいているということもございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ここの監査の9ページなんですけれども、ここに監査がうとうてますね。これは何かというと、公金の紛失とかいろいろ問題ありましたね。だから住民の信頼回復に努められたいと監査は言っていますね。これ、その方法はどのようにされてやられたんか。これを受け取ってから、課長会議等で議題になったんか、その対策はどうか。余りにもこういう監査についての対応は遅過ぎるんじゃないですか。町長の本当の本心をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 30年度におきまして、本当にあってはならないことをたびたび起こしてしまいました。そのことについては本当に申しわけなく思っております。

その事案が発生したことにつきましては、その都度速やかに、なぜこういうことが起こったのか、そういう原因究明から始まりまして、今後こういうことが起こらないような、どのような体制をつくっていかなければならないか、そういうことを課長会議でも十分議論いたしまして、その中で公金を扱うマニュアルだとか、職員力の向上のプロジェクトを立ち上げさせていただきまして、そういうことに随時今取り組んでおるところでございます。そういう中で職員の方も積極的にいろんな研修に出向いていただくような風潮も出てきておりますし、そういうことは、いずれは町民の方に理解をしていただけるものと私は確信して、この取り組みはさらに強めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今町長にお聞きしたんですが、9ページなんです。いろいろな問題について、住民、町民の皆さんに信頼回復、そういうことをやられたんか、町民にわかるように改善策を打ち出されたんかその点を聞いているんですよ。所内での話、その結果は各担当から出ていくと思います。

しかし、監査でこういうことが出て、日がたってもどういう方法でやっておられたんか。町民の信頼回復をどのようにされている、その点どうなんですか。ここにも専決の問題もちょっとあったと思いますよ。しかし、それでも専決が出てきているんですよ。

これで町民に対する信頼は回復されたとお思いですか。今どのあたりまで進んでいると町長お考えですか。まだ途中まででしたら今後どう対策をとられるのか、返答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この監査……。

議長（杉岡義信君） 今停電していますので、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後1時16分

再 開 午後1時24分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

松本さんの質疑やったんやな、松本さん。答え。町長。

町長（西村典夫君） 19日付の監査の意見書をいただきました。そのような住民への信頼回復に努めてください、そういうふうな指摘をしていただいております。

今やっている取り組みを油断なく、さらに力強く進めていきなさい、そういう指摘をいただいたと私は受けとめております。職員間の間にもこういう不祥事が起こった、起こしたということを常に意識に持って業務に当たっていただいていると私は思っております。

そういう中で、具体的にマニュアルを徹底することが職員力向上のそういう講習に積極的に行くとか、そういう取り組みを今強めて進めているところでございます。その到達度がどれぐらいやということでございますけれども、これは終わりのない、常に、とわに追求していかなければならない課題だと私は考えております。

また、住民への信頼回復は、どのようにアピールしていくのかということでございますが、これは、やはり役場に来ていただいた方々が職員の仕事に対する姿勢だとか、そういうもので判断といいますか、頑張っているなど、そういう思いを持っていただける、それが唯一の方法かと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどのこの意見書の件で5ページのずっと上段にありますけれども、本来監査委員として決算の意見書に云々と書いていますけれども、確かにそうだと思うんです。行政側が理想とする笠置町の将来像、笠置町の人口というのは先ほども話がありました。人口、私、前から言っているように、人口減少が激しい。今度も敬老会ありますけれども、75歳以上も395人か398人やったと思います。それでこの前の選挙、参議院選挙やったとき有権者数が1,253名。1,300人というたら18歳未満が50人しかおらない状況で、引いたらね。そういう状況なんです。それと、余談ですけども、この前あるテレビで、番組、真面目な番組ですけども、日本全国はローソン化すると、片仮名で「ローソン」と書いてあるんです。これ何かと真剣に考えていたら、ほかの番組参加者もきょとんとされている。

これは何かというと、ローソン化と書いた人は「老村」。一生懸命考えて、笠置町の場合もそういう老村化というか、全国でローソン、おかしいな、笠置もローソンあるし、どうなっているんだろうと。ほかの人もきょとんとされていました。これ余談な話ですけども、笑い話でもないと思うんですよ、やっぱり。日本がそういう老村化。

それでこういう時代になって、そこに書いていますように、職員の体制とか何が必要で何を目的かというと、この仕事をしっかりと本当にやらなければならないと思うんです。この前京都新聞、新聞社の名前言いましたけれども、地方創生の関係で、予算で半分返したと副町長がコメントされていましたが、まさしくそれがそこなんです。何が必要で何を、何でもいいからもらっていいとかという問題ちゃいますよ。笠置町はどれをやって、どれをするかということが大切なんです。それからさっき言ったように、ますます笠置の人口減少になります。本当にいろんな面考えてこういうことを書かれたと思います。私もそうだと思います。

町長、これ、どうですか、本当に。こういうことを書かれるということ、監査でこういうのを書かれるのは異常なんです。これに対してどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員言われますように笠置町の将来像をしっかりと把握して、それに向かってまちづくりを進めていかなければならない、そのように考えております。しっかりとした人口ビジョンを把握して、それに対する財政また職員体制、そういうことも見据えて、これからまちづくりに取り組んでいかなければならないと思っております。笠置町にとって何が大事なのか、何が不必要なのか、そういうこともしっかりと取捨選択して充実した施策を展開していかなければならない、私はそのように考えております。今後笠置町総合計画を策定していく中で、そういうこともきちんと踏まえて、しっかりとした計画を立てていきたい、そういうふうを考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういう抽象的なことはいいんです。本当にもう迫っているんですよ。ある程度、そうしたら具体的にどういったことがあるということを言えますか。言えなかったら結構ですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は将来のまちづくりにつきましては、やはりその年代年代の方々の居場所を持っていただく、そういう場所づくりだと私は考えております。子供たちにとっては、

しっかりした教育体制、また遊びの場をしっかりと提供していく、若い人たちには集まっているいろんな話ができるようなそういう場をつくり上げていく、また高齢者の方には、いつまでも居場所を持っていただいて、皆さんで元気に明るく老後を過ごしていただく、そのような施策というのがこれからの重点的な柱になると考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 次に、8ページの真ん中より下へ地方債の債務残高、ここ28年度から年々ふえているということですね。

ということは、これ、後年度負担というか、やはりだんだんふえてくるのちゃいますか。だから、こういうことは余り、ここに書いていますけれども、やっぱり軽減しやなあかんとするんですけれども、そういう考え方はどうですか。

それともう一つは、やはり歳入が先ほど言っておられたように四十何%が交付税ですよ、50%近くが。そして、今度ゴルフ場の利用税が先ほど要望されているとありましたけれども、これもことし、ひょっとして、もう年末にオリンピックがスポーツとなるから、ことしは最後のゴルフ場利用税の国会であるとは思いますが、わかりませんが、これも3,000万円ちょっとですけれども、ちょっとこの前の議事録、10年前のを見ていたら、5,500万円あったんです当時、見ていたら。ゴルフ税、余談ですけれども、5,500万円収入がね。今3,000万円余りですよ。これが笠置にとっての大きな財源、これなくなったら、こんな地方債の残高とかふやした場合、将来的な負担、人口減り、それこそ年金生活の者がふえて歳入が多い人がだんだん減ってきたら、笠置町としてほんま大変な状態になってくるんちゃいますかと思うんですけれども、どうですか。この残高の返済というか、その辺のところどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員おっしゃるとおり、8ページにも平成28年度が10億9,000万円余り、それが平成30年度では12億円というふうに記載の残高がふえております。議員おっしゃるとおり、普通交付税に頼った財政というふうになっておりますので、何か大きな投資的な事業をするには、やっぱり財源の一つとして起債の発行というのを今までやってきたというところがありますので、おっしゃるように後年度に一定は、今も2億円弱発行しておりますので、ふえていくのかなというふうに思っております。

今後は、やっぱり発行する事業についても精査しながらやっていかなければ、また発行の金額また償還の金額等を注視しながら、財政運営をしていかなければいけないというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

少し話が戻りますが、時間外の勤務のことについて質疑させていただきたいと思います。

先ほど80時間以上残業している例もあるということで答弁がありました。それで、基本的には月45時間までに制限をしていくということが基準として示されています。これは国、そして有識者とそういう議論の中で、心疾患と時間外勤務の時間との関係で45時間超えてくるとそういう病気になったりしやすいということで、45時間という時間が決められているわけです。その中で、実際80時間あるということは是正していかなければいけない課題になるんじゃないかと思うわけですが、当然職員の体制、人員というものは法律で定められており、一定業務量もある中で、なかなか難しい対応の問題ではあると思うんですけども、やはり解決していかないといけない、解消していかないといけない課題であることは間違いないという中で具体的にはどのように是正されていくのか、今方向性なりどのような考えをお持ちなのか、やっぱり、きちっとしたものを示させていただきたいと思います。その点に関して答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり1カ月45時間を限度とする、そして年間360時間ということで働き方改革の中で法律によって示され、当町においても条例、規則に明記し、そして4月以降の課長会議において徹底をさせていただいております。瞬間的に、例えば税の業務あるいは災害緊急対応等でその45時間を超えるということがあるかも知れませんが、恒常的に45時間を超える、あるいは80時間、100時間といったものが不夜城のように恒常的にあるということには現在のところなっておりませんし、そういうことはないようにということで課長会議でも徹底させております。

基本的に時間外勤務については、事前に承認をするということをこれまで以上に徹底させていただいております。不要不急の業務に関していたずらに時間外ということを認めることはいらないよう所属長を通じて徹底する。そして、時間外が多くなった職員に関しては時間外が多くなった理由等をしっかり聞き取り、その業務の改善に当たるよう課長会議を通じて指導

してまいりたいと、今後もそれを徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

恒常的にはないとは言われましたけれども、やはり80時間超えてくるという場合もあるということは実際としてあるということの中で、緊急・災害時など、どうしても年度中で予測予見、最初からできない問題の場合において、そういうことが起きてくる可能性というのはもちろんあると思うんですね。

しかし、その場合でも、やはりそういう緊急事態においても時間外勤務が過度にならないような体制なり、そういうときには何とか減らせる方向づけみたいなことを考えなければ、こういうときは緊急だから、期限が迫っているからやむを得ないだろうという発想でいくと、やはりそういうことがふえてくる可能性もあるんじゃないかと。やっぱりその時期にたまたま過労になって倒れるような事態も想定もされますから、緊急だからこういうこともあるだろうという立場ではなくて、緊急時等であったとしても、そういうときにも残業ができる限り削減できるような体制づくりなどを考えるべきじゃないかというふうに私は思っているんです。その点について考えをお示しいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに緊急時だから、もう無条件に何もかも勤務時間無視して勤務してもよいということではないと思っております。

当町においては、緊急時といえども、比較的早い段階から平常時の体制において緊急対応ができるように、最大限の準備を行うという言い方は悪いんですけども、早目早目の対応を行うことによって過度な勤務時間外の勤務が生じないように留意をさせていただいております。よく国のほうでも最近では空振りでもいいから、早目早目にそういう対応をなささいという指導も出てきておりますので、現行、勤務時間の中の平時の体制の中においてそういう緊急時の状況を予測した対応をすることによって、比較的緊急時だからといって多くの人間を動員し、時間外がふえるという状況がないように工夫させていただいております。

また、時間外勤務が多い職員に対しては回復処置をとるように、平たく言えば、代休でありますとか、週休日の振りかえでありますとか、そういったことで十分健康に留意するようという指導もさせていただいております。職員一人一人によって個人差はございます。よく職員の状況を観察し、管理職がそういった指導、アドバイスあるいは寄り添うような形で

健康に留意するよう指導もさせていただき、今後もそれは徹底させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、この監査認定のこの76ページの一番下のほうに土地の借り上げ料97万円あるんですけども、当初予算では、私平成30年度の当初予算しか見てないんですけども、108万円となっておりますんですけども、これの支出の内訳と108万円から97万円になった経緯と97万円の内訳、願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

76ページ、使用料及び賃借料の土地借り上げ料97万円の御質問でございますが、当初108万円を計上しておりましたが、一部流用先の事業が発生してきておりまして、12万円ほど流用した結果がございます。

この支出しております97万円の内訳でございますが、移住・定住促進プラザの土地の借り上げ料が25万円、あとお試し住宅の土地借り上げ料、これが36万円の2カ年分、合計合わせまして97万円の内訳となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） お試しが36万円で、25万円というのはトータル九十何万円になりますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） すみません、もう一度お答えさせていただきます。申しわけございません。

移住・定住促進プラザの土地賃借料といたしまして25万円、お試し住宅の土地賃借料といたしまして36万円掛ける2の72万円、合計97万円。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） ちょっと待って。数字、お試しが36万円でしょう。それと移住プラザが60万円じゃないんですか。そして、先ほど流用12万円言わはったけれども、それでトータル年度当初の予算では108万円と出ておるんですよ。決算では、だから97万円ですよ。お試し36万円はわかるんですけども、移住促進プラザで25万円とおっしゃったけ

れども、そうですね。数字合いますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。

97万円の内訳でございますが、移住・定住促進プラザといたしまして25万円、お試し住宅の土地使用料といたしまして年間36万円の2カ年分がありますので、合計いたしますと97万円。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

お試しの36万円、2カ年。こんな支出の仕方はできるんですか、単年度予算でね。そうすると、これ何年度と何年度の支払い2カ年というのは、何年度と何年度ですか。そして、12万円流用ということ、基本的なこと聞きますけれども、流用するには予算には款、項、目、節とかありますけれども、どこからどこに款、項、目、節のどこができるんですか。その12万円というのは、私チャレンジショップというのはちょっとどういう方かわからないんですけれども、どこが流用できるんですか。その款、項、目、節の流用、どこからどこへされたかというのを教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

12万円の流用先でございますが、総務費、総務管理費、企画費、13節の委託料の中のチャレンジショップ運営委託という項目がございまして、こちらのほうに12万円、こちらの土地借り上げ料の中から流用させていただきました。以上でございます。

（「小林君、ちょっと待って。36万円の2年間」と言う者あり）

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） すみません。36万円、2年間でございます。申しわけございません。平成29年度分と平成30年度分の2カ年間分をお支払いさせていただきますという内容になっております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういう支払いの仕方が2年間ってあるんですか。また、これいろいろ質問事項言うてますけれども、29年度はこの予算書見れば29年度の予算書ゼロ円なんですよ。普通やったら、それ何ぼか36万円入れておいて繰り越しとかね。最初は、私、これまたいろいろ言い

ますけれども、債務負担行為という話もあったけれども、いろんな人に聞いたらこういうやり方、ちょっと支出的に、総務財政課長、どうなんですか、有効なんですか、これ。36万円掛ける2年間って、こういう支出の仕方、おかしいんじゃないですか。会計管理者心得、ちょっと難しいかわからんけれども、そういう支出、総務財政課長でもええけれども、おかしいんじゃないですか。予算が29年ゼロ円ですよ。

そして、ごめんなさいね、もう一点。31年度も96万円予算組んでいるんですよ、この予算は今年度。だから私は30年度と31年度同じことやなと思っておるんですけども、これは30年度のあれですけども、31年度も96万円予算組んであります。だから30年度14万円引いたら大体その額になりますけれども、おかしいんじゃないですか、そういう支出の仕方というのは。財政上あり得るんですか、こういうことが。これは当然おかしいと思いますよ。29年度の予算組んでいて執行しなかったら延ばすといいますか、あることはあると思いますよ。そら、土木なんかは特に多いですけども、こういうことがね。そうすると31年度の96万円と30年度同じ近似値ですよ、同じですよ。なぜそういう形にできるんですか。だから、答弁しにくかったんじゃないですか。おかしいですよ、これ。この支出の仕方。

町長、どうですか。そうでしょう。29年度の予算がこの企画費ゼロ円ですよ。そして、30年度に29年度も払ったということはありませんよ。しかもまだ契約がこの前ことし5月30日に契約したと。それは29年3月10日までさかのぼったと。それやったら、さっき言ったように債務負担行為とかやるべきなんですよ。それか29年度予算に36万円でも入れといたらよかったですよ。そして、36万円を翌年に繰り越したらよかったですよ。なぜそういう歳出ができるのか私にはわかりません。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

29年度が予算ゼロというのは、多分予算化はしてあったかと思うんですけども、予算執行がゼロということですね。予算の計上もなかった……。

（「だから2年間続けて出すということはおかしいんです。単年度予算だから繰り越しかになってくる」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 30年度につきましては、契約に基づいて29年度と30年度の土地使用料の請求があったということで、予算の執行をしたというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後1時54分

再 開 午後2時39分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほど大倉君の質疑がありました。それについて答弁が不十分でありましたので全員協議会をいたしました。それについて副町長から答弁を申し上げます。副町長。

副町長（青柳良明君） 改めまして、私どもの答弁内容が不十分であり、審議が中断いたしましたことをおわび申し上げたいと思います。

先ほど議案書の76ページ、土地借り上げ料の内容につきまして、執行部のほうから説明をさせていただきましたが、その内容がわかりにくいということでございましたので、全協を開いていただきまして、改めて説明をさせていただきました。

お試し住宅に係ります年間使用料一月3万円掛ける12カ月分、これの29年度分、30年度分を30年度の予算に計上させていただき執行させていただきました。このようになった経過に関しましては、29年度の予算で既にお試し住宅に関しましては建物の譲渡をしていただき、そして土地につきましてはお借りするという口約束ができており、契約書の原型もそれぞれ交わしたところなんです。実際の契約事務が28年度中にできず、そして29年度に予算措置はさせていただきましたが、29年度内におきましてもその支出をする根拠となる契約書自体がまだ締結できない状況でございました。お試し住宅の持ち主からも大変御心配をいただきまして、30年度に入りまして、急ぎ双方の内容を確認の上、契約書を締結させていただき、ようやく29年度分そして30年度の分の借り上げ料をお支払いできるという状況になりまして、この97万円の内訳のうち36万円の2年分72万円を執行させていただきましたということで、改めて御説明をさせていただいた次第でございます。

大変不正確、そして不十分な説明であったことをおわび申し上げ、改めて、どうか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 今の件について私の一般質問に入れております。まだまだ質問したいことはありますけれども、一般質問でもっと明確に答弁、明確に答弁くださいよ。今みたいに2カ年とか後出しじゃなしに、明確な答弁を一般質問で詳しく、私もいろいろ勉強させてもろて、いろんなところへ調査とか行っております。だからその辺のところしっかりとまた答弁願うようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件について、反対討論をいたします。

まちの役割は住民福祉の向上であり、住民サービスを充実させ、住民の生活を守ることにあります。

しかし、まちはこうした役割と逆行し、これまで老人手当の削減や鉄道運賃補助の削減など、まち独自の施策を後退させてきました。また、財政難として、さらなる福祉施策の削減も検討するとしています。まち本来の役割を發揮するため、これまで後退させてきた施策に手当てをしていくべきです。

一方、地方創生事業では、当初の目的どおりに成果が出せていない旨も言われています。税金が住民の利益にならないことに使われているのではないかと、また有効に使われていないのではないかとという点で大変問題です。また、移住・定住政策では従来のやり方だけではない方策をとり、抜本的に進めていく、そうした姿勢が見られません。

さらに、いこいの館の指定管理業者が撤退するという事態になりましたが、指定管理料を払っている中で、これまでのまちの説明ではサービス改善などに積極的な指導や提案を十分にされたのか、また最大限努力されたのか疑問があります。

こうした内容では到底賛成できないと表明をし、反対討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立多数です。したがって、認定第1号、平成30年度笠置町一般会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成30年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額2億9,809万5,825円、歳出総額1億9,285万6,644円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億523万9,181円となっております。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明させていただきます。

歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

国民健康保険税2,680万9,000円、3,344万9,350円、2,805万6,670円、176万886円、363万1,794円。

使用料及び手数料1万円、調定、収入済額ともに3万300円。

国庫支出金1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円。

療養給付費交付金1,000円、調定額、収入額ともにゼロ円。

府支出金1億4,669万2,000円、調定額、収入済額ともに1億5,492万円。

財産収入2万円、調定額、収入済額ともに3,608円。

繰入金1,459万8,000円、調定額、収入済額ともに1,323万7,826円。

繰越金1,600万2,000円、調定額、収入済額ともに1億93万6,844円。

諸収入11万7,000円、調定額、収入済額ともに91万577円。

歳入合計2億425万円、3億348万8,505円、2億9,809万5,825円、176万886円、363万1,794円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の5ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

翌年度繰越額の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

総務費165万1,000円、148万8,832円、16万2,168円。

保険給付費1億4,704万9,000円、1億3,616万1,762円、1,088万7,238円。

国民健康保険事業費納付金4,404万1,000円、4,403万7,471円、3,529円。

保健施設費187万円、164万6,434円、22万3,566円。

基金積立金2万円、3,608円、1万6,392円。

諸支出金961万9,000円、951万8,537円、10万463円。

歳出合計は2億425万円、1億9,285万6,644円、1,139万3,356円。

最後に、決算書の最終ページ、23ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額1億523万9,181円、実質収支額も同じく1億523万9,181円です。

簡単ではございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、国民健康保険特別会計について、監査報告をいたします。

10ページをごらんください。

平成30年度における決算額は、歳入総額2億9,809万5,825円、歳出総額1億9,285万6,644円で、歳入歳出差引額1億523万9,181円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税2,805万6,670円（9.4%）、府支出金1億5,492万円（52.0%）、繰越金1億93万6,844円（33.9%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億3,616万1,762円（70.6%）、国民健康保険事業費納付金が4,403万7,471円（22.8%）となっている。

当該年度より国民健康保険制度における財政運営の責任主体が京都府に移っております。

これは国民皆保険制度である国民健康保険制度の安定的な運営を持続可能なものとするを目的に、京都府も保険者となり各市町村と共に運営を担っていくとするものであります。京都府は統一的な国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化や標準化などを推進するものである。

その中で、繰越金が1億93万6,844円、歳入歳出差引残額が1億523万9,181円となっている。平成29年度までは国民健康保険制度の事業主体が各市町村であったため、急激な保険給付に対応することを理由として、笠置町では繰越金を基金に積み立てることなく、そのまま繰越金として次年度に持ち越してきたものであるが、財政運営主体が京都府に移った平成30年度においても繰越金として残し続けている。制度初年度であり、国民健康保険税の算定に用いられる内容と実際の内容とに差が生じる可能性があるため、端的に京都府が示す標準保険税率では実際の算定額との差が生じることが予想され、一定の財源の確保をしておきたいことも理解できるが、剰余金をそのままの状態にするのではなく、例えばきめ細かな保健事業を充実させることで医療費の抑制に繋げ、ひいては国民健康保険加入者の健康回復・健康増進を図るなど、サービス提供による加入者還元策や一定の資金運用を図るなどの利活用を講じてはどうかと考えます。

一方で、国民健康保険制度が変わった理由の1つとして上げられるのが、国民健康保険は無職の加入者が多く、所得に占める保険税の比率が高いこととされている。そのような中で保険税の徴収を確保することは非常に厳しいものであると考えるが、近年、国民健康保険税の収納率が上がっている。昨年度の現年・滞納を合わせた全体徴収率が82.7%であるのに対し、本年度では83.9%とし、一定の不納欠損処分はしているものの、徴収努力が反映されているものとする。これからも保険税の徴収には納税者へのその相互扶助制度と期間内納付を十分に理解していただき、滞納分の徴収については京都地方税機構と連携を図り、一般税同様、今後もその徴収業務に努力されたい。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について、反対討論

をします。

国保は、協会健保等と比べても保険料税が高く、その引き下げが求められています。全国知事会なども公費を入れて大幅な引き下げを政府に要望しています。

当町でも保険税の引き下げを正面の課題とすることを求めて反対討論とします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第2号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、認定第3号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第3号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成30年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額6,412万9,752円、歳出総額6,182万9,513円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに230万239円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は120万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 平成30年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、概要説明させていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の6ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読

み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきます。

分担金及び負担金 20万5,000円、調定額、収入済額ともに20万5,715円。

使用料及び手数料 3,214万5,000円、3,176万6,132円、3,070万5,582円、106万550円。

財産収入 2,000円、調定額、収入済額ともに805円。

繰入金 3,046万円、調定額、収入済額ともに3,046万円。

繰越金 253万9,000円、調定額、収入済額ともに275万7,603円。

諸収入 1,000円、調定額、収入済額ともに47円。

歳入合計 6,535万2,000円、6,519万302円、6,412万9,752円、106万550円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の6ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

総務費 1,410万9,000円、1,401万7,051円、9万1,949円。

衛生費 2,907万2,000円、2,574万2,840円、332万9,160円。

公債費 2,207万1,000円、2,206万9,622円、1,378円。

予備費 10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は 6,535万2,000円、6,182万9,513円、352万2,487円。

続いて、決算書の最終ページの15ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額 230万239円、実質収支額も同じく230万239円、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を120万円計上しております。

以上、簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、簡易水道特別会計について、監査報告をいたします。

平成30年度における決算額は、歳入総額 6,412万9,752円、歳出総額 6,182万9,513円で、歳入歳出差引額 230万239円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3,070万5,582円(47.9%)、一般会計からの繰入金が3,046万円(47.5%)となっている。

歳出の主な内訳は、衛生費が2,574万2,840円(41.6%)、公債費が2,206万9,622円(35.7%)となっている。

簡易水道事業会計は、人口規模が少ない当町における給水量の少なさに加え、更なる人口減少等に伴い、供給量が減ってきている状況下であり、安易に水道料金の引上げを行うことで公営企業としての独立採算制を見込むことはかなり難しい。供給人口が少ない場合であっても、水道水の供給は住民の生活のライフラインであることから、給水施設の安定した管理・運営を行うことは当然であり、それを保つために実施する施策は、収入規模に見合っただけで省略することはできず、一定の経費が掛かるものである。更には、整備を終え相当年数が経過している施設でもあり、今後、当該施設の改修・修繕も見込まれるところである。そのため、水道料金を引き上げることなく、一般会計から基準以上の繰入金によって財源を確保し、住民に安定して安全な飲料水を供給することは公営企業会計としては苦渋の選択であろう。

一方で、水道料の徴収については少ない職員数の中で努力されており、現年度水道使用料の徴収率は99.5%となっており、滞納分についてはそのほとんどが平成20年度以前分であるとしている。現年度水道使用料において滞納を生まないよう取り組みをされているとのことであったが、納付期限から相当年数経過している水道料については、総括意見でも述べている事項となるが、顧問弁護士と相談の上、適切に処理されることとしてはどうかと考えております。以上で報告を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

7番(坂本英人君) 7番、坂本です。

この意見書にあるように、確実に人口が減って水道の供給量が伴わないという状況にこの先なってくると、そういった状況で何か手だてを考えておられますか。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

これからの水道のあり方ということで解釈させていただきたいと思います。

現在の水道事業といいますのは、議員おっしゃりましたように、各市町村独自で運営しているような状況でございます。それではなかなかこれから運営を維持するということは非常に困難な状況になり得ると思います。また、施設面であったり人の面であったり、いろんな課題が生じてくるかと思っております。

そういった中で京都府、全国的にでございますけれども、水道事業の広域化ということがうたわれておまして、京都グランドデザインという計画も策定されているところです。しかしながら、そういったグランドデザイン実現すれば素晴らしいことかと思うんですが、なかなか水道の広域化というのは課題も多いですし、難しいことかと思えます。

したがって、現在は、今できることということで近隣市町村集めまして、水道のいろんな資材であったり液体で、液体といいますかパック注入剤であったり、塩素であったり、そういったものの共同購入というところから少しずつ始めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

そっちの広域のほうも、課長、十二分に進めていただきたい。職員とも対話する中で、先日課長の部下が「笠置の水はおいしいと自信持って僕らつくっています」というふうに胸を張ってしゃべるわけですよ。その中で、「有市の浄水場については、あそこの水が僕は一番おいしいと思うんですよ」と、「あそこの水はヒルとゲジゲジがすごいっぱいいんです。副議長、わかりますか。きれいな水のところにしかないんです」と言っていた。僕らに熱く語ってくれるわけですよ。こういう職員がいるというのは、僕は本当に素晴らしいことだと思っているんですよ。僕は何を言うたかと言ったら、それをペットボトルに入れて売れへんのかと。いや、実際ね、今200万円のふるさと納税されている方がいる。その人たちの返礼品っていろんな多種多様なものがあっていいんじゃないのかと。実質中国人の方は日本の土地を買いあさっている。それは限りなく水源がきれいなところが多いと、そういうデータもあります。今のこの世の中って何が当たるかとか、何にひっかかるかというのはわからないんですよ。ただ、僕らに対話できへん、会話できへん、そういう微生物だとか、虫が好んで飲む。これからの世の中ってもっともっと変わっていくと思うんですよ。もっともっと原点帰りしていくと思うんです、課長。だから今職員が思っている思いとか、ほんまに笠置にある素材とかというものを本当に見詰め直さなあかん時期に来ていて、それが有市だって、特に本当に高齢化が進んでいると思うんですよ。僕が子供のころ走り回っていたような風景は今見られない。ちょっと近所の川でササ舟流したりとかそういう、僕は幼少過ごしていましたけれども、今たまに昔の家に行ってもそういう状況って見られないですわ。でも、やっぱりこんこんと水は湧き出て、そういう可能性が流れ出ているんかもしれない。そういう可能性もあるということに大きな目を向けて、可能性があるんであれば、そういうことに

チャレンジするのも一つなのかなというふうに思いましたので、本当に広域も進めていただいて、自分たちの自力も育てていくと。やっぱり、2つ、両輪していかないといけないと思うんですよ。よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員のことですらいろいろとお褒めいただいたということで、私のほうから大変ありがたくお礼申し上げます。

職員もそういった日ごろの清掃活動であったり、いろんな活動の中で自信を持って住民の皆さんにきれいな水を供給しているんだという自覚を持ってやってくれているものということで、私もふだんの仕事を見ておまして、そういうことも感じますし、非常にうれしいことと思います。

議員おっしゃっていただきました水の販売というようなことにつきましては、私も知識不足ではございまして、どういう形で運用していったらいいのかとか、どういうものが必要なのかということはまだ存じ上げない状態でございます。

しかしながら、議員もおっしゃりますように、それほど自信の持てる水道水ですよとおっしゃってくださっていることと思います。そういうふうに理解させていただきます。これからまたいろいろと御指導よろしくをお願いします。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 質問というか、アドバイスというかになると思うんですけども、実質大阪府ですか大阪市ですか、が水道水を売っていたという実績もありますんで、広域でやっているところもあると。それは成功なのか、失敗なのかというのはいろいろセールスもあるかと思いますが、ただ成功事例でいうと、熊本の水俣市で民間によるそういう湧き水の販売、そこに炭酸水を放り込んで熊本の繁華街に買っていただくと。京都にも確実に繁華街はあります。どういう人間とつながって、どういうふうに販売していくのかというのは思う存分に検討しないといけないんですけども、可能性はゼロじゃないと、実質でやっているところがあると、笠置には確実にファンがおると、そういうところをきっちりグリップして、情報収集だとか、いろいろ進んでいていただきたいと思いますので、また参考程度に、課長、聞いておいてください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） また近隣の状況なり、そういう先進的な事例もまた検証して

いきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

これの意見書の12ページ、真ん中より下に「更には、整備を終え相当年数が経過している施設でもあり」、要するに改修・修繕が要るということね。これ埋蔵管は耐用年数がたしか40年あったと思います。

笠置町も超えているやつが、たしか前聞いたときにあったと思います。これのインフラ整備、これは大切なんで、どういう計画で将来的にやられるんかどうか。相当年数ということは、やっぱり40年は過ぎているんでしょうね。そのほか笠置は4カ所の水源池、水源池とかありますけれども、やはりそれぞれ違うと思うんですけども、ただ、埋蔵管とかそんな問題まで、その辺の整備の今後のやり方というか、ここに書いてあるのは年数がわからないので、この辺のところどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

施設の老朽化ということで意見書のほうにも書いていただいております。議員言われる40年というのは水道管のことでございます。法定期間として40年というのが定まっております。

笠置町の簡易水道の水道管につきましては、設置当初はもう40年過ぎておるところなんですけど、耐水管とか石綿管からの入れかえのときに布設がえを一旦全部しておりますので、40年を経過している管自身はございません。管自身につきましては耐用年数は十分いけております。

しかしながら、今おっしゃいましたように、各浄水場と取水施設等が老朽化しております。そういった関係で、職員も昼夜問わず、いろいろ警報とかになりましたら、そういったことで対応していらっしゃるところでございます。

計画的な補修というのも点検に至りましては、毎年確実に必要な点検を行っているところではございますが、いつにどうする、5年ごとにどうするとかというような計画はなかなか立ててこれられない。それも水道特別会計という限られた財源の中で、なかなか維持管理だけでしか進めていけないというような実態がございます。そういったことでも含めまして、また今後そういったことも進めていかなきゃならんというふうに考えております。またよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

水道に関しては非常に努力され、感謝しているんですが、この10ページのところですね。事あるごとに聞いているんですけども、超過勤務の金額が非常に大きいんですね。今では210万4,000円、前回から比べると相当少なくなっているんですよ。それは非常に努力されているというわけです。

しかし、この金額は1カ月、12カ月で割ると17万5,000円なんですよ。これ雑ですよ。それで、1,300円の時間給にしたかて相当の時間給をされているということになりますね。朝から話あったように、やはり皆さんの健康管理のために十二分に説明してもらって、人事権持っておられる執行部の方に少しでも楽しい職場をつくってもらいたいと思います。そういう点は特にお願いします。

それで今度9ページのところに平成10年度という、20年、滞納金がありますね。平成20年度以前の分であるという金額が載っているんですけども、幾らあるんですか。そして、その金額を10年以上たっているのにどうしようと思われているのか、そういう点ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

20年以前の部分ということで、幾らがあるのかということでございます。

現在91万5,806円の滞納金があるわけでございます。これ、全て397件、件数でいいますと、月でいいますと397件ございまして、金額は20年以前ということで、ちょっと出せてないんですけども、206件、20年以前の分としてございます。また、トライエックスという機械が入るまでの分が110件というふうでございます。金額はちょっと計算できていないので、あれなんです、そういった数がございます。この過年度滞納分につきましては、今どうするかということではなかなか具体的には決まっておらないような状況でございますが、もう新たな滞納を生まないように現年度分を確実に徴収させていただくということで、現在は取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、認定第3号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第9、認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成30年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額2億7,361万1,980円、歳出総額2億4,935万8,157円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,425万3,823円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得(森本貴代君) 平成30年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算について、概要を御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の7ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

保険料5,201万2,000円、5,547万9,500円、5,276万920円、

197万1,030円、74万7,550円。

使用料及び手数料1,000円、調定額、収入済額ともに4,100円。

国庫支出金5,929万9,000円、調定額、収入済額ともに6,616万1,993円。

支払基金交付金6,344万8,000円、調定額、収入済額ともに6,261万6,831円。

府支出金3,596万7,000円、3,603万6,433円、3,598万2,328円、5万4,105円。

繰入金3,590万4,000円、調定額、収入済額ともに3,345万658円。

繰越金1,007万9,000円、調定額、収入済額ともに2,137万6,791円。

諸収入143万5,000円、調定額、収入済額ともに125万8,359円。

歳入合計2億5,814万5,000円、2億7,638万4,665円、2億7,361万1,980円、197万1,030円、80万1,655円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の7ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

総務費222万9,000円、188万6,854円、34万2,146円。

保険給付費2億3,089万円、2億2,453万8,536円、635万1,464円。

地域支援事業費1,596万7,000円、1,491万9,380円、104万7,620円。

公債費3万円、ゼロ円、3万円。

予備費100万円、ゼロ円、100万円。

諸支出金781万4,000円、779万8,387円、1万5,613円。

基金積立金21万5,000円、21万5,000円、ゼロ円。

歳出合計2億5,814万5,000円、2億4,935万8,157円、878万6,843円。

決算書の最終ページ、29ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額2,425万3,823円、実質収支額も同じく2,425万

3, 823円です。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、介護保険特別会計について監査報告をいたします。

平成30年度決算額は、歳入総額2億7,361万1,980円、歳出総額2億4,935万8,157円で、歳入歳出差引額2,425万3,823円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料5,276万920円（19.3%）、国庫支出金6,616万1,993円（24.2%）、支払基金交付金6,261万6,831円（22.9%）、府支出金3,598万2,328円（13.2%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億2,453万8,536円（90.0%）、地域支援事業費は1,491万9,380円（6.0%）となった。

当町は、新聞紙上でも取り上げられたとおり、65歳以上の人口が50%を超えるほど高齢化が進んでいる。現在では65歳以上の高齢者が65歳以上の高齢者を介護する老老介護や、介護する側の人と介護される側の方の双方が認知症を発症している認認介護、家族の介護と仕事との両立問題、介護従事職員の高齢化・人材不足など、介護に関する問題は多種多様なものとなっており、現在介護を必要とする世帯のみならず、将来的にも大きな不安要素を抱えているのが実情である。

本年度もその歳出状況から保険給付のみならず、様々な介護サービス事業を実施されており、また、一般会計においてもCCRC事業として生涯活躍のまちづくり事業の推進、アクティブシニアボードの設立などを進められているところで、今後においても介護予防事業や健康づくりの取り組み事業の工夫や充実、財政面及び人材面の確保による安定的なサービス提供を図られるよう望みたいと思います。以上で報告を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について、反対討論をし

ます。

国では介護保険の改悪が続いています。2005年の施設入所者への居住費や食費の負担増、2014年の要支援1・2の訪問・通所介護に対する保険給付外しと地域支援事業への移行、また介護報酬の引き下げなどです。

当町でも介護保険料が基準月額5,750円から6,640円へと引き上げられました。介護保険は充実こそが求められています。それとは逆行する国と当町の姿勢に反対を表明し、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第4号、平成30年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） この際、10分間休憩します。

休 憩 午後3時43分

再 開 午後3時50分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第10、認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、提案説明を申し上げます。

平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額5,863万4,061円、歳出総額5,788万54円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに75万4,007円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の8ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

後期高齢者医療保険料2, 276万6, 000円、2, 209万1, 623円、2, 172万2, 229円、36万9, 394円。

使用料及び手数料4, 000円、調定額、収入済額ともに7, 700円。

繰入金3, 649万9, 000円、調定額、収入済額ともに3, 609万3, 838円。

繰越金18万4, 000円、調定額、収入済額ともに44万2, 768円。

諸収入33万2, 000円、調定額、収入済額ともに36万7, 526円。

歳入合計5, 978万5, 000円、5, 900万3, 455円、5, 863万4, 061円、36万9, 394円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の8ページをごらんください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

総務費19万3, 000円、12万6, 973円、6万6, 027円。

後期高齢者医療広域連合納付金5, 889万7, 000円、5, 726万7, 970円、162万9, 030円。

諸支出金19万4, 000円、8万4, 401円、10万9, 599円。

保健事業費40万1, 000円、40万710円、290円。

予備費10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は5, 978万5, 000円、5, 788万54円、190万4, 946円。

決算書の最終ページ13ページ、実質収支額に関する調書をごらんください。

歳入歳出差引額は75万4, 007円、実質収支額も同じく75万4, 007円です。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、後期高齢者医療特別会計について監査報告をいたします。

平成30年度決算額は、歳入総額5,863万4,061円、歳出総額5,788万54円で、歳入歳出差引75万4,007円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2,172万2,229円（37.0%）、一般会計からの繰入金3,609万3,838円（61.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が5,726万7,970円と全体の98.9%を占めている。

後期高齢者医療制度が開始されて約10年が経過し、業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担している。市町村としてはその保険料の徴収を担っているものであるが、他の会計同様に徴収に関しては適切な処理をされ、滞納額が増加しないよう努力されたい。

また、本年度の歳出状況でもそのほとんどが後期高齢者医療広域連合納付金であるが、健康増進推進事業費として事業支出をしている。地方自治法では広域連合の役割として、広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、その事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するとされているが、笠置町として国民健康保険制度や介護保険制度との連携を密にし、医療費の抑制、健康増進事業の促進を図られたい。以上で監査報告を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、反対討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は上がり続けています。1人当たりにかかる均等割額は第1期の年額4万5,110円から平成30、31年度の第6期では4万7,890円に上がっています。所得にかかる所得割率も同時期で8.29%から9.39%へと引き上がっています。

また、年金収入153万円超えから211万円以下の方に適用されていた所得割の5割軽減は平成29年度に2割軽減に、平成30年度には廃止とされました。また、被扶養者の均等割は、本来の額の1割負担だったものが平成29年度に3割負担、平成30年度に5割負担とされました。

こうした削減に反対を表明するとともに、地域実情も反映をしづらい広域での運営も問題だと指摘をして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第5号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時03分